

エネ 第 63 号
令和6年7月22日

鶴岡持続可能社会研究所
鶴岡市議会議員 草島 進一 様

山形県知事 吉村 美栄子



遊佐町沖洋上風力発電事業に関する公開質問状について（回答）

貴殿より、令和6年6月14日付けで提出ありましたこのことについて、別紙のとおり回答
します。

令和6年6月14日遊佐町沖洋上風力発電事業に関する公開質問状に対する回答

質問1前段

- 遊佐町で試算された250名の不眠症リスクについては、規制値を定めている欧米での規制値を踏まえても、ほぼ同様の試算ができる。県民に近い立場の県として、予防原則をもって風車騒音による沿岸住民への睡眠妨害、健康影響を踏まえ、その影響が及ばないように、十分な離岸距離を、諸外国の先例のように確保すべきと思うがどうか？

(回答)

令和5年3月28日付けエネ第276号及び令和5年6月28日付けエネ第40号で、既に回答申し上げているところでありますので、そちらを御参照ください。

質問1後段

- この影響図作成の有識者と協議する場を設ける事を提案するがどうか？

(回答)

令和5年3月28日付けエネ第276号で回答申し上げたとおり、遊佐町沖洋上風力発電による睡眠障害、健康影響の試算を行った、当該ソフトウェアの正確性に対する評価について現状では不明確であり、この試算値だけをもって一概に影響があるという評価は難しいことから、協議の場を設ける必要はないものと考えております。

質問2

- 自然保護行政を担当する県は、こうした渡り鳥への影響をどのように考えているか？
- 法定協議会に鳥類保護の関係者をいれるべきではないか？

(回答)

遊佐町沖については、遊佐町長、地元の漁業関係者、学識関係者、国、県により構成される再エネ海域利用法に基づく協議会の議論において、地域の皆様から寄せられた不安や懸念等の御意見をしっかりと受け止めたうえで、意見とりまとめがなされたものと承知しております。

鳥類に係る具体的な内容といたしましては、法定協議会における全体の議論を踏まえ、意見とりまとめ中の3.留意事項(6)環境配慮事項について、

- ①環境影響評価を適切に行うこと。
- ②配置・規模・構造等の検討に当たり、鳥類等、必要と認められる項目を適宜設定し、

- 適切に調査・予測・評価を行い、想定され得る環境影響リスクの最小化に努めること。
- ④工事中・供用後においても、必要に応じて環境監視や事後調査（鳥類等）を実施し、重大な環境影響が懸念された場合は、追加的な環境保全措置を講ずること。
- を盛り込んでおり、発電事業者にしっかりと対応するよう求めてまいります。

事業を進めていくにあたっては、環境影響評価法に基づく洋上風力発電における環境影響評価において、配慮書、方法書、準備書の各段階で、各分野の専門家を委員とする県の環境影響評価審査会で審査いただいたうえで、知事意見を提出することになっております。

また、経済産業省におきましても、鳥類の専門家を含む環境審査顧問会の意見を踏まえつつ、環境影響評価法に基づき、環境大臣の意見を聞くとともに、知事意見等を踏まえて、環境の保全についての適正な配慮がなされることを確保するため、事業者へ勧告等を行うこととなっております。

こうした鳥類保護をはじめとする環境配慮への一連の手続きがございますことから、再エネ海域利用法に基づく協議会において、鳥類保護の関係者から参加していただくことは、現時点では考えておりません。

質問3（前段）

- 川田龍平議員が、国会の場でも提案していたが、この計画を、持続可能な開発計画にするには、浮体式洋上風力発電にして、諸外国同様、20km以上の離岸距離をとることが道ではないか？

（回答）

令和5年6月28日付けエネ第40号で、既に回答申し上げているところでありますので、そちらを御参照ください。

質問3（後段）

- 持続可能な洋上風力発電の開発を目指す欧米の風力発電先進国など、80カ国以上で策定している Marine Spatial Planning（海洋空間計画）の策定を強く国に求めるべきではないか？

（回答）

頂戴した御意見については、国へ情報提供いたします。

質問 4

- 法定協議会の場で、この4点、離岸距離・風車騒音・鳥類への影響・地震リスクについて、有識者を交えて、しっかりと協議すべきと考えるが、いかがか？

(回答)

質問2でお答えしたとおり、遊佐町沖については、遊佐町長、地元の漁業関係者、学識関係者、国、県により構成される再エネ海域利用法に基づく協議会の議論において、御指摘の4点をはじめとして、地域の皆様から寄せられた不安や懸念等の御意見をしっかりと受け止めたうえで意見とりまとめがなされたところであり、今後、選定された事業者が対応していくものと承知しております。

なお、風力発電設備の安全性に関する基準といたしましては、電気事業法に基づいて「発電用風力設備に関する技術基準」等が定められており、事業者に対して地震等のリスクへの対応を求めています。

今後とも、地域の皆様の御意見に耳を傾けて、疑問や懸念に対する御説明を丁寧に行ってまいりたいと考えております。